

運輸業等事業者の皆さんへ

山元町では、燃料価格高騰の影響を受け、燃料経費が事業を圧迫している運輸業等事業者を支援するため、下記の支援制度を創設しました。

山元町運輸業等燃料高騰支援事業支援金

対象者	<p>※以下の項目全てに該当する方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和7年12月31日以前から町内に事業所又は住所を有し、かつ、町内において、運輸業等（一般乗用旅客自動車運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、自動車運転代行業）を営んでいる事業者で、令和8年1月1日以降も事業を継続していること。・上記の事業を営むにあたり、必要な営業許可等の取得又は届出をしていること。・山元町行政サービス制限実施要綱（平成21年山元町告示第15号）第2条第2号に定める滞納者でないこと。・山元町暴力団排除条例（平成25年山元町条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
支援額	<ul style="list-style-type: none">・運送の用に直接供する車両1台当たりの支援額は、<u>令和7年1月から令和7年12月までの燃料使用数量（ℓ）に10円を乗じた額（1,000円未満の端数は切り捨て）とし、15万円を上限</u>とします。・宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金又は宮城県旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金により補助金等の交付を受けた場合は、その金額を差し引いた額が支援額となります。・運送の用に直接供する車両を複数台所有する場合は、支援額の合計額を交付します。 <p>※運送の用に直接供しない車両等は対象外です。</p>

【申請受付期間】

令和8年4月20日（月）～令和8年9月30日（水）（土・日・祝日を除く）

窓口受付時間：午前8時30分～午後5時 窓口：産業観光課

郵送の場合は9月30日（水）必着のこと

【申請方法】

窓口または郵送での申請

送付先：〒989-2292 山元町浅生原字作田山32番地

山元町産業観光課あて

※詳細は、山元町ホームページをご確認いただくか、産業観光課（☎37-1119）までお問合せください。